

令和2年1月17日 岡山市消費生活センター

まつ毛美容液 目の痛みや契約トラブルも



ネット通販で、まつ毛美容液を 購入した。1回目はお試し価格で 安かった。使い始めて10日ほど 経つと目の周りが腫れてきた ので皮膚科を受診したところ、 アレルギーと診断された。 2回目の商品が届いたので解約の 連絡をすると、1回目のお試し価格 と通常価格との差額約1万円を支払 うよう言われた。(60歳代 女性)



※(独)国民生活センター 見守り新鮮情報 第355号より抜粋





トラブルにあわないためのアドバイス

- ●「まつ毛美容液」を使用して、まぶたなど、肌に赤み、かゆみ、痛み、腫れなどの異常や、目に痛みや違和感があらわれたときには、すぐに使用を中止し、症状によっては皮膚科や眼科を受診しましょう。 その際、商品を持参するとよいでしょう。
- ◆ ネット通販の場合、1回だけのつもりで購入したものの定期購入と なっていて、トラブルが生じているケースも多くあります。購入の条件等詳細をよく確認することが大切です。
- 困ったときは、早めに消費生活センターにご相談ください(消費者ホットライン188)。

LINE で情報発信!

アカウント名:岡山市消費生活センター

岡山市消費生活センター 電話 (086)803-1109 相談日 月曜 ~ 金曜 時間 9時~16時



LINEアプリを起動し、

[**友だち**]>[**友だち追加**]>[**QRコード**]で 左のQRコードを読み取ってください。

	凹凹	県消費生活センター
または	話電	(086) 226-0999
	相談日	火曜~日曜
	時間	9時~16時30分